49. 権利者氏名　八木下仁平衛
権利者持分　12分の１
権利者住所　草加市新栄町41番地
従前の土地
草加市新栄町字道下145番地
地目　宅地
登記地積　221.48㎡　基準地積　243.68㎡
権利価額　12,798,192円
換地処分後の土地
街区番号　169
草加市新栄一丁目42番４
地目　宅地　地積　222.79㎡
権利価額　12,798,192円
清算金　０円

50. 権利者氏名　八木下音右ヱ門
権利者持分　12分の１
権利者住所　草加市新栄町42番地
従前の土地
草加市新栄町字道下145番地
地目　宅地
登記地積　221.48㎡　基準地積　243.68㎡
権利価額　12,798,192円
換地処分後の土地
街区番号　169
草加市新栄一丁目42番４
地目　宅地　地積　222.79㎡
権利価額　12,798,192円
清算金　０円

51. 権利者氏名　中村弥三郎
権利者持分　12分の１
権利者住所　草加市新栄町３番地
従前の土地
草加市新栄町字道下145番地
地目　宅地
登記地積　221.48㎡　基準地積　243.68㎡
権利価額　12,798,192円
換地処分後の土地
街区番号　169
草加市新栄一丁目42番４
地目　宅地　地積　222.79㎡
権利価額　12,798,192円
清算金　０円

52. 権利者氏名　奥﨑　孝司
権利者持分　10分の９
権利者住所　比企郡川島町大字上井草2005番地ハイツグリーンＢ棟103号室
(1)　従前の土地
草加市長栄町字東498番14
地目　宅地
登記地積　63.07㎡　基準地積　63.07㎡
権利の種別とその区分
１番抵当権　全部
権利価額　3,171,824円
換地処分後の土地
街区番号　222
草加市長栄二丁目16番34
地目　宅地　地積　63.82㎡
権利の種別とその区分
１番抵当権　全部
権利価額　3,251,754円
清算金　徴収　79,930円
(2)　従前の土地
草加市長栄町字東498番17
地目　公衆用道路
登記地積　1.65㎡　基準地積　1.65㎡
権利の種別とその区分
１番抵当権　全部
権利価額　21,156円
換地処分後の土地
街区番号　222
草加市長栄二丁目16番24
地目　公衆用道路　地積　5.26㎡
権利の種別とその区分
１番抵当権　全部
権利価額　81,246円
街区番号　222
草加市長栄二丁目16番29
地目　公衆用道路　地積　1.65㎡
権利の種別とその区分
１番抵当権　全部
権利価額　25,476円
清算金　徴収　85,566円

53. 権利者氏名　小関住研株式会社
権利者持分　12分の１
権利者住所　草加市弁天町955番地16
従前の土地
草加市新栄町字川戸沼添330番19
地目　公衆用道路
登記地積　93㎡　基準地積　93.59㎡
権利の種別とその区分
１番月野　俊郎、月野　幸絵持分抵当権全部
権利価額　1,240,036円
清算金　交付　1,240,036円
供託すべき金額　1,240,036円
記事　法第95条第６項により金銭清算
法第104条第１項により消滅

54. 権利者氏名　安保　一明
権利者持分　60,300分の5,597
権利者住所　所沢市北所沢町2230番地の12ライフピアアカシア104
従前の土地
草加市新栄町字川戸沼添352番１
地目　田
登記地積　755㎡　基準地積　830.67㎡
権利の種別とその区分
１番安保　一明、安保　良吾持分抵当権全部
８番藤崎　康壮、藤崎真奈美持分抵当権全部
10番林　　茂喜持分抵当権　全部
11番宮川　勇岐持分抵当権　全部
16番藤田　幸大持分抵当権　全部
権利価額　36,508,916円
換地処分後の土地
街区番号　62
草加市新栄二丁目10番２
地目　宅地　地積　330.06㎡
権利の種別とその区分
１番安保　一明、安保　良吾持分抵当権全部
８番藤崎　康壮、藤崎真奈美持分抵当権全部
10番林　　茂喜持分抵当権　全部
11番宮川　勇岐持分抵当権　全部
16番藤田　幸大持分抵当権　全部
権利価額　18,864,912円
街区番号　64
草加市新栄二丁目17番１
地目　宅地　地積　274.07㎡
権利の種別とその区分
１番安保　一明、安保　良吾持分抵当権全部
８番藤崎　康壮、藤崎真奈美持分抵当権全部
10番林　　茂喜持分抵当権　全部
11番宮川　勇岐持分抵当権　全部
16番藤田　幸大持分抵当権　全部
権利価額　15,845,610円
清算金　交付　1,798,394円
供託すべき金額　1,798,394円

55. 権利者氏名　佐々木兼治
権利者住所　草加市清門町627番地４
従前の土地
草加市清門町字北627番４
地目　宅地
登記地積　103.34㎡　基準地積103.34㎡
権利価額　5,815,449円
換地処分後の土地
街区番号　311
草加市清門三丁目67番８
地目　宅地　地積　103.83㎡
権利価額　5,982,504円
清算金　徴収　167,055円

教示
この通知書について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に埼玉県知事に審査請求することができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）
また、行政事件訴訟法により、この通知書を受け取った日から６箇月以内に草加市を被告として取消訴訟を提起することができます。

公示送達

草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業の換地処分通知の送付にかわる公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定に基づく草加都市計画事業新田西部土地区画整理事業の下記に記載する者に対する換地処分通知は、受領を拒否したので、同法第133条第１項及び第２項において準用する第77条第５項の規定により当該書類の送付にかえて、その内容を下記のとおり公告する。

平成26年10月31日
草加都市計画事業
新田西部土地区画整理事業
施行者　草加市
代表者　草加市長　田中　和明

記

１．権利者氏名　井上　隆成
権利者持分　６分の１
権利者住所　東京都台東区浅草橋五丁目１番33号
従前の土地
草加市長栄町字西341番１
地目　雑種地